

定 款

## 目 次

第1章 総 則	1
第2章 株 式	2
第1節 総 則	2
第2節 普 通 株 式	3
第3節 無議決権株式	3
第3章 株主総会	5
第4章 取締役及び取締役会	7
第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会	9
第6章 執行役	9
第7章 会計監査人	10
第8章 市場取引監視委員会	10
第9章 紛争仲介委員会	11
第10章 自主規制委員会	11
第11章 諮問委員会	11
第12章 商品市場	12
第13章 削 除	12
第14章 取引参加者の監査及び制裁	12
第15章 計 算	13
附 則	13

## 第1章 総則

### (商号)

**第1条** 当社は、株式会社東京商品取引所と称し、英文では、Tokyo Commodity Exchange, Inc. と表示する。

### (目的)

**第2条** 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 商品に係る先物取引及び実物取引を行うために必要な市場の開設及び運営
- (2) 商品指数に係る先物取引を行うために必要な市場の開設及び運営
- (3) 前2号に附帯する業務として次に掲げるもの
  - ア 当社に上場する商品(以下「上場商品」という。)の品質の鑑定
  - イ 商品、商品指数及び経済一般に関する調査研究、刊行物の発行並びに広報宣伝
  - ウ 紛争の仲介
  - エ 当社の事業と関連する国内外の取引所等との提携又は協力
  - オ 第1号及び第2号の目的を達成するためこれに附帯して行われる一切の業務

(4) 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第3条第1項ただし書に規定する業務

2 当社は、公益及び委託者保護に資するため、先物取引及び実物取引を公正かつ円滑にならしめることを旨として業務を営むものとする。

### (本店の所在地)

**第3条** 当社は、本店を東京都中央区に置く。

### (機関)

**第4条** 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人
- (5) 自主規制委員会

### (公告方法)

**第5条** 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

### 第1節 総則

#### (発行可能株式総数)

**第6条** 当社の発行可能株式総数は15,100,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

- (1) 普通株式 15,000,000株
- (2) 無議決権株式 100,000株

#### (譲渡制限)

**第7条** 当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は、当社の承認を要する。

2 次の各号に掲げる場合における前項の承認は、当該各号に定める機関が行う。

- (1) 株式の譲受人又は取得者が当社の株主である場合 代表執行役
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 取締役会

#### (相続人等に対する売渡請求)

**第8条** 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

#### (株主の割当てを受ける権利等の決定)

**第9条** 当社は、当社の株式又は新株予約権を引き受ける者を募集する場合において、その募集事項、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は無議決権株式を有する株主(以下「無議決権株主」という。)に当該株式又は当該新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日を取締役会の決議によって定めることができる。

#### (株主名簿管理人)

**第10条** 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

#### (株式取扱規則)

**第11条** 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録の請求、株主の権利及び新株予約権の行使並びに手数料その他の株式及び新株予約権の取扱いについては、法令又

は本定款のほか、株式取扱規則による。

## 第2節 普通株式

### (普通株式の単元株式数)

**第12条** 普通株式の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

**第13条** 普通株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受け  
る権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

**第14条** 普通株主は、株式取扱規則に定めるところにより、当社に対し、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

## 第3節 無議決権株式

### (無議決権株式の単元株式数)

**第15条** 無議決権株式の単元株式数は、1株とする。

### (無議決権株式の株式係数)

**第16条** 無議決権株式の株式係数(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第25条第5項に規定する株式係数をいう。以下同じ。)は、100とする。

2 当社が次の各号に掲げる行為を行う場合には、前項の株式係数は、当該各号に定めるところにより調整されるものとする。

- (1) 普通株式の分割(株式無償割当てを含む。本条において同じ。)又は併合  
調整後株式係数＝調整前株式係数×分割又は併合の比率
- (2) 無議決権株式の分割又は併合  
調整後株式係数＝調整前株式係数÷分割又は併合の比率

### (議決権)

**第17条** 無議決権株主は、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議

決権を行使することができない。

### (配当金)

**第18条** 当社は、普通株主に対し剰余金の配当(第66条第2項に規定する期末配当金及び同条第3項に規定する中間配当金に限る。本条において同じ。)を行う場合には、無議決権株主(無議決権株式の登録株式質権者を含み、株主名簿に登録株式質権者が記載又は記録された無議決権株式に係る無議決権株主を除く。次条において同じ。)に対しても、無議決権株式1株につき、普通株式配当基準額に1.2を乗じて得た額(1円未満の端数については、切り捨てるものとする。)の金銭による剰余金の配当を行う。

2 前項の「普通株式配当基準額」とは、同項の剰余金の配当の効力が生ずる日における無議決権株式の株式係数に相当する数の普通株式に当該剰余金の配当により割り当てられる配当財産の額をいう。

### (残余財産の分配)

**第19条** 当社は、普通株主に対し残余財産の分配を行う場合には、無議決権株主に対しても、無議決権株式1株につき、普通株式分配基準額の金銭を残余財産の分配として支払う。

2 前項の「普通株式分配基準額」とは、残余財産の分配に係る会社法第504条第1項各号に掲げる事項を定めた日における無議決権株式の株式係数に相当する数の普通株式に当該残余財産の分配により割り当てられる残余財産の額をいう。

### (取得対価を当社の普通株式とする取得請求権)

**第20条** 無議決権株主は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日以後、当社が無議決権株式1株を取得するのと引換えに、当該取得する日における無議決権株式の株式係数に相当する数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。

### (取得対価を当社の普通株式とする取得条項)

**第21条** 次の各号に掲げるいずれか早い日以後の日で会社法第168条第1項に基づき代表執行役が別に定める日が到来することをもって、無議決権株式の全部又は一部を取得する事由とする。

- (1) 当社が当社の普通株式を金融商品取引所に上場する旨を当該金融商品取引所に対して申請した日
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約について当社の株主総会で承認された日(株主総会決議が不要な場合は、合併契約を締結した日)
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について当社の株主総会で承認された日(株式交換契約について株主総会の決議が不要な場合は、株式交換契約を締結した日)

- 2 前項の事由により無議決権株式を取得する場合には、当社が当該無議決権株式1株を取得するのと引換えに、当該取得する日における無議決権株式の株式係数に相当する数の当社の普通株式を交付する。
- 3 第1項の事由により無議決権株式の一部を取得する場合には、按分比例の方法又は抽選により取得する無議決権株式を定める。

#### **(取得対価を金銭とする取得条項)**

**第22条** 当社が当社の普通株式を金融商品取引所に上場する旨を当該金融商品取引所に対して申請した日以後の日で会社法第168条第1項に基づき代表執行役が別に定める日が到来することをもって、無議決権株式の全部又は一部を取得する事由とする。

- 2 前項の事由により無議決権株式を取得する場合には、当社が当該無議決権株式1株を取得するのと引換えに、当該取得する日における無議決権株式の一株当たり純資産額に相当する金額の金銭を交付する。
- 3 第1項の事由により無議決権株式の一部を取得する場合には、按分比例の方法又は抽選により取得する無議決権株式を定める。

#### **(全部取得条項)**

**第23条** 当社は、会社法第171条第1項の株主総会の決議に基づき無議決権株式の全部を取得することができる。この場合において、当該無議決権株式の取得対価の価額は、取得対価の内容に応じて、第21条第2項及び前条第2項に準じて算定するものとする。

#### **(種類株主総会の特例)**

**第24条** 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為を行う場合又は無議決権株式若しくは無議決権株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定をする場合には、無議決権株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

### **第3章 株主総会**

#### **(株主総会の招集)**

**第25条** 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

#### **(基準日)**

**第26条** 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### **(株主総会の招集権者及び議長)**

**第27条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役が招集し、議長となる。

### **(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)**

**第28条** 当社は、株主総会の招集の通知に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の提供に代えて、これらの書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。

### **(株主総会の決議の方法)**

**第29条** 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### **(議決権の代理行使)**

**第30条** 株主は、当社の議決権を有する他の出席株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する場合において、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### **(種類株主総会)**

**第31条** 種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することのできる種類株主の議決権の3分の1以上を有する種類株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

3 第27条、第28条及び前条の規定は、種類株主総会について準用する。



## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役の員数)

**第32条** 当社の取締役は、10名以内とする。

- 2 取締役のうち過半数は、社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）とする。

### (取締役の選任)

**第33条** 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 社外取締役として、商品先物取引法第2条第16項に規定する取引参加者（以下「取引参加者」という。）又はこれに類する者の業務に従事する者以外の者であって、かつ、商品市場の運営に関し公正な判断をすることができるすぐれた識見を有するものを1名以上選任する。
- 3 前項に規定する社外取締役は、その在任中、取引参加者又はこれに類する者の業務に従事することができない。
- 4 株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 5 株主総会における取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

**第34条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、在任の取締役の任期の満了する時までとする。

### (取締役の報酬等)

**第35条** 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会が定める。

### (取締役の責任免除等)

**第36条** 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### **(取締役会の権限等)**

**第37条** 取締役会は、法令又は本定款に定めのある事項その他当社の業務執行を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

#### **(取締役会の招集権者及び議長)**

**第38条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役が招集し、議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会がその委員の中から選定する者は、取締役会を招集することができる。

#### **(取締役会の招集通知)**

**第39条** 取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### **(取締役会の決議の方法)**

**第40条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### **(取締役会の決議の省略)**

**第41条** 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### **(取締役会規則)**

**第42条** 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## 第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

### (委員の選定)

**第43条** 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。

### (各委員会に関する規則)

**第44条** 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会に関する事項は、法令、本定款及び取締役会規則のほか、各委員会において定める委員会規則による。

## 第6章 執行役

### (執行役の選任)

**第45条** 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

### (執行役の権限及び職務の分掌)

**第46条** 執行役は、取締役会の決議によって委任を受けた当社の業務の執行を決定し、当社の業務を執行する。

2 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定めなければならない。

### (執行役の任期)

**第47条** 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。ただし、ある事業年度の終結後当該事業年度に関する定時株主総会の終結までに選任された執行役の任期は、当該定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

2 執行役は、その在任中、取引参加者又はこれに類する者の業務に従事することができない。

### (代表執行役及び社長の選定)

**第48条** 取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を1名以上選定する。

2 取締役会は、その決議によって、代表執行役の中から社長を1名選定する。

### (執行役の報酬等)

**第49条** 執行役の報酬等は、報酬委員会が定める。

2 執行役が当社の支配人その他の使用人を兼務しているときは、当該兼務に係る報酬等

についても同様とする。

#### **(執行役の責任免除)**

**第50条** 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

### **第7章 会計監査人**

#### **(会計監査人の選任)**

**第51条** 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### **(会計監査人の任期)**

**第52条** 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### **(会計監査人の報酬等)**

**第53条** 会計監査人の報酬等は、あらかじめ取締役会で定めた取締役が監査委員会の同意を得て定める。

### **第8章 市場取引監視委員会**

#### **(市場取引監視委員会)**

**第54条** 当社は、当社の商品市場における取引の公正の確保を図ることを目的として、商品市場における取引について学識経験を有する委員により構成する市場取引監視委員会を設ける。

2 市場取引監視委員会は、商品市場における取引の方法、管理その他商品取引所の業務の運営を監視し、必要と認める場合には、代表執行役に意見を述べることができる。

3 代表執行役は、当社における取引の公正の確保に関する状況を委員会に報告するものとする。

4 市場取引監視委員会の組織及び権限に関する事項その他必要な事項は、市場取引監視委員会規程による。

## 第9章 紛争仲介委員会

### (紛争仲介委員会)

- 第55条** 当社は、当社の商品市場における取引に関して取引参加者間又は商品先物取引業者（商品先物取引法第2条第22項第1号に掲げる行為を業として行う商品先物取引業者に限る。以下同じ。）である取引参加者と委託者との間に生じた紛争（商品先物取引業者である取引参加者と委託者との間に生じた紛争にあつては、商品先物取引法第241条に規定する商品先物取引協会が行う商品市場における取引等（商品先物取引法第2条第20項に規定する商品清算取引（以下「商品清算取引」という。）を除く。）に関する紛争の処理以外のものに限る。）の仲介を行うため、紛争仲介委員会を設ける。
- 2 紛争仲介委員会の委員の委嘱、仲介申出手続き、仲介方法、その他仲介に関し必要な事項は、紛争処理規程による。

## 第10章 自主規制委員会

### (自主規制委員会)

- 第56条** 自主規制委員会は、当社の自主規制業務に関する事項の決定を行う。
- 2 自主規制委員会は、自主規制委員3名以上で組織し、その過半数は、社外取締役でなければならない。
- 3 自主規制委員は、取締役の中から取締役会の決議により選定する。
- 4 第40条の規定にかかわらず、自主規制委員を解職しようとするときは、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その3分の2以上の賛成で、かつ、出席した自主規制委員の過半数をもって行うものとする。
- 5 自主規制委員会の議事の手続その他自主規制委員会の運営に関し必要な事項は、自主規制委員会において定める自主規制委員会規則による。

## 第11章 諮問委員会

### (諮問委員会の設置)

- 第57条** 当社は、前3章に規定する委員会の他、諮問委員会を設けることができる。
- 2 諮問委員会は、当社の商品市場の運営に関する重要事項について、取締役会若しくは代表執行役の諮問に応じ、又は取締役会若しくは代表執行役に意見を述べるができる。
- 3 諮問委員会の構成、議事手続きその他諮問委員会の運営に関し必要な事項は、諮問委員会規則による。

## 第12章 商品市場

### (商品市場、上場商品等)

**第58条** 当社の開設する商品市場においては、次に掲げる取引を行う。

- (1) 上場商品に係る取引
- (2) 上場商品指数に係る取引

### (業務規程及び受託契約準則)

**第59条** 当社の商品市場における取引については、業務規程による。

2 当社の商品市場における取引の受託については、受託契約準則による。

3 当社は、前2項のほか、当社の運営上の必要に応じて規則を定めることができる。

### (商品市場外の契約に対する拘束力)

**第60条** 当社は、当社の商品市場外における取引参加者間の契約について、その当事者双方が当社の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則の一部によることに同意し、書面をもってその旨を当社に申し出た場合において、当社が支障がないと認めたときは、その取引参加者に対しその同意した条項の規定を適用する。

## 第13章 削除

**第61条** 削除

## 第14章 取引参加者の監査及び制裁

### (取引参加者による法令、諸規則等の遵守)

**第62条** 取引参加者は、商品先物取引法及びその関係法令、これらに基づいてする主務大臣の処分、当社の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この章において「法令・当社の規則」という。）並びに取引の信義則を遵守しなければならない。

### (取引参加者に対する監査)

**第63条** 当社は、取引参加者の法令・当社の規則の遵守の状況の監査を行う場合その他の業務規程で定める場合には、その定めるところにより、必要な監査を行うことができる。

### (取引参加者に対する制裁)

**第64条** 当社は、取引参加者が法令・当社の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する

行為をしたときは、当該取引参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告し、過怠金を科し、若しくは当社の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくはその商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限し、又は当該取引参加者の取引資格の取消しを行うことができる。

## 第15章 計算

### (事業年度)

**第65条** 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

**第66条** 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

2 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

3 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行う。

### (配当金の除斥期間)

**第67条** 期末配当金、中間配当金その他の剰余金の配当が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 期末配当金、中間配当金その他の剰余金の配当には、利息をつけない。

### 附則

本定款は、平成20年12月1日又は商品取引所法(昭和25年法律第239号)第132条第1項の主務大臣の認可を受けた日(平成20年11月28日)のいずれか遅い日に施行する。

### 附則

**第1条** 第13章(取引の決済)及び第61条(商品市場における取引の決済)の削除規定並びに第1条(商号)、第2条(目的)(「本所」を「当社」に変更する部分に限る。)、第3条(本店の所在地)、第4条(機関)(「本所」を「当社」に変更する部分に限る。)、第5条(公告方法)から第11条(株式取扱規則)まで、第14条(単元未満株式の買増し)、第16条(無議決権株式の株式係数)、第18条(配当金)から第26条(基準日)まで、第28条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)、第30条(議

決権の代理行使)、第 32 条(取締役の員数)、第 35 条(取締役の報酬等)から第 37 条(取締役会の権限等)まで、第 41 条(取締役会の決議の省略)、第 46 条(執行役の権限及び職務の分掌)、第 49 条(執行役の報酬等)、第 50 条(執行役の責任免除)、第 54 条(市場取引監視委員会)、第 55 条(紛争仲介委員会) (「本所」を「当社」に変更する部分に限る。)、第 56 条(自主規制委員会) (「本所」を「当社」に変更する部分に限る。)、第 57 条(諮問委員会の設置)から第 60 条(商品市場外の契約に対する拘束力)まで、第 62 条(取引参加者による法令、諸規則等の遵守) (「本所」を「当社」に変更する部分に限る。)及び第 63 条(取引参加者に対する監査)から第 67 条(配当金の除斥期間)までの変更規定は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 74 号)附則第 1 条第 2 号に規定する同法施行の日(平成 21 年 10 月 8 日)又は商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号)第 155 条第 1 項の主務大臣の認可を受けた日(平成 21 年 10 月 7 日)のいずれか遅い日に施行する。

**第 2 条** 第 2 条(目的)(前条に規定する部分を除く。)、第 4 条(機関)(前条に規定する部分を除く。)及び第 56 条(自主規制委員会)(前条に規定する部分を除く。)の変更規定は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 74 号)附則第 1 条第 3 号に規定する同法施行の日(平成 22 年 7 月 1 日)又は商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号)第 155 条第 1 項の主務大臣の認可を受けた日(平成 21 年 10 月 7 日)のいずれか遅い日に施行する。ただし、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 74 号)附則第 1 条本文に規定する同法施行の日(平成 23 年 1 月 1 日)の前日までの間において、第 2 条第 1 項第 4 号中「商品先物取引法」とあるのは「商品取引所法」と読み替えて適用する。

**第 3 条** 第 33 条(取締役の選任)、第 55 条(紛争仲介委員会)(附則第 1 条に規定する部分を除く。)及び第 62 条(取引参加者による法令、諸規則等の遵守)(附則第 1 条に規定する部分を除く。)の変更規定は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 74 号)附則第 1 条本文に規定する同法施行の日(平成 23 年 1 月 1 日)又は商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号)第 155 条第 1 項の主務大臣の認可を受けた日(平成 21 年 10 月 7 日)のいずれか遅い日に施行する。

## 附則

第 1 条(商号)の変更規定は、平成 25 年 2 月 12 日又は商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)第 155 条第 1 項の主務大臣の認可を受けた日(平成 25 年 1 月 18 日)のいずれか遅い日に施行する。

## 附則

第 36 条(取締役の責任免除等)の変更規定は、商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239



号) 第 155 条第 1 項の主務大臣の認可を受けた日 (平成 27 年 7 月 13 日) から施行する。